

## 第1回 荒川将来像計画有識者会議 議事要旨

- 日時：令和5年9月12日（火）15:00～17:00
- 場所：荒川下流河川事務所 アモアホール（WEB 併用）

### 1. 会議規則について

事務局より資料 1-1 に基づき、荒川将来像計画有識者会議規則について説明した。  
（意見なし。）

### 2. 座長選出について

知花委員が座長として互選された。

### 3. 運営要領について

事務局より資料 1-2 に基づき、荒川将来像計画有識者会議運営要領（案）について説明した。  
（意見なし。）  
意見なし、座長了解のため原文通りとし、（案）をとることとする。

### 4. 荒川将来像計画の概要、荒川将来像計画の課題、計画の改定方針について

事務局より資料 2～4 に基づき、荒川将来像計画の概要・課題・改定方針を説明し、委員から意見をいただいた。主な意見は以下のとおり。

（鈴木委員）：河川空間のオープン化等の河川行政の新しいニーズに応えるには、民間企業等、市民会議とは違った関係者と連携をとる必要がある。どのように進めていくのか。

（事務局）：例えば、にぎわい創出では、民間企業との連携が必要と感じている。現在、沿川自治体と一緒に検討している。

（鈴木委員）：にぎわい創出では、沿川自治体と意見交換を行っている認識でよいか。

（事務局）：例えば、高台まちづくり等と併せ、関係自治体と勉強会を行いながら、にぎわい創出ができないか検討している。

（知花座長）：計画書の検討体制で沿川自治体の意見はどこで聴取するのか。

（事務局）：沿川自治体の意見は、荒川の将来を考える協議会の補佐機関である企画調整会議で聴取している。今回の将来像計画は、沿川自治体の意見を反映したものである。

（知花座長）：資料 3「4. 法定計画との位置付けの整理」にある、『荒川将来像計画と法定計画との位置づけを整理する必要』が理解しにくい。「荒川水系河川整備計画」（以下、整備計画）に記載されていない内容や市民や沿川自治体の意見を反映した将来像計画をどう調整するのか。

- (事務局)：整備計画と将来像計画の内容に齟齬がないようにしたい。  
将来像計画では、利用環境や自然環境に関する具体的な整備内容を充実させたい。
- (知花座長)：矛盾はいけませんが、整備計画に記載がない内容を将来像計画に記載することはよいと考える。将来像計画は「荒川水系河川環境管理基本計画」(以下、河川環境管理計画)と同様の位置づけにしたいということか。
- (事務局)：現状、将来像計画が河川環境管理計画に代わる計画になっている。将来像計画は他河川の河川環境管理計画と同様の位置づけであると考えていただきたい。
- (知花座長)：ミズベリングの取り組みも将来像計画と整合する必要があると考えている。
- (知花座長)：資料4、P5について、全体面積が決まっている中で、推進計画の目標①自然地の増加の目標に関する代替地の検討は、目標②グラウンド面積の維持は相反関係であり、齟齬が生じていないか。同等規模の自然地の代替地検討のみでなく、自然地に変える比重を高める考えにした方が良いのでは無いか。
- (事務局)：ご意見を踏まえ、同等規模の自然地の代替地検討に加え、代替地が設けられない場合に、目標③自然度向上に努める旨を追記し、イメージ図にも、反映させることで検討させていただく。
- (知花座長)：イメージ図は、代替地と自然度向上の取り組みを1つの図で両方示すことは難しいので、図では代替地のみにし、注意書きで自然度向上の取り組みを記載してはどうか。もしくは、両方実施するという目標を設定し、できない場合は自然度向上の取り組みを行うという記載にしてもよい。
- (事務局)：ご指摘を踏まえ、今後検討させていただく。

## 5. 全体構想書(改定原案)について

事務局より資料5に基づき、全体構想書(改定原案)を説明し、委員から意見をいただいた。主な意見は以下のとおり。

- (知花座長)：今の将来像計画の内容は硬い印象のため、東京都検討会(「未来の東京に向けた水辺整備のあり方検討会」)も参考にしてほしい。
- (宮本委員)：将来像計画の視点(対象)が地域の高齢者となっている。若い世代から意見聴取できていないように感じる。将来像計画の理念に、「あらゆるひとが～」とあるが、内容からはその印象は持ちづらい。“あらゆる世代が流域で豊かに暮らせる”という内容になってほしい。
- (事務局)：ご意見を踏まえて検討させていただく。助言等があれば、教えていただきたい。
- (知花座長)：現行計画策定時は、荒川の環境が悪かった時に改善しようと取り組んできた60代・70代の世代が活動主体となっており、その方々が引退した後、誰が引き継ぐか見えてきていない。将来像計画は構想であるため、多様な世代が川に親しむた

めに何が必要なのか検討していただきたい。

(鈴木委員)：荒川沿川は外国人の来訪が多いことが特徴である。理念には、「誰もが気持ちよく過ごせる」という記述がある一方、外国人や障がい者等のマイノリティーを対象にした記述が少ないと感じた。この点に関して、これまで議論があったか教えていただきたい。

(事務局)：これまでの企画調整会議では、議論にあがっていない。障がい者の方には、「福祉の荒川のかわづくり」を基に整備してきた。老若男女だけではなく、マイノリティーも含めた内容を検討させていただく。

(知花座長)：SDGs と照らし合わせて、マイノリティーや防災の多言語化等の記載を見直していただきたい。

(知花座長)：ミズベリングでも同様だが、周辺地域の歴史や人々の暮らしが、河川ににじみ出てくればよいと考えている。その観点も検討いただきたい。

(知花座長)：全体構想書（改定原案）は全体構想書 1996 に比べて、ページが大幅に減ったのか。

(事務局)：全体構想書 1996 と 2010 推進計画は重複している部分が多くあった。改定にあたり、全体構想書は基本理念や方針を示した長期計画という位置づけとしたため、内容が減った。

(知花座長)：全体構想書（改定原案）は推進計画（改定原案）の概要版のように感じる。概要版ではなく、全体構想書（改定原案）というのはどういうことか。

(事務局)：全体構想書（改定原案）には基本的な考え方・理念を、推進計画（改定原案）には具体的な整備方針を記載している。

(知花座長)：推進計画（改定原案）に具体的な整備内容を記載し、全体構想書（改定原案）を概要版とするのもよいと考える。

(加藤委員)：時代によって、社会における河川の役割は変化している。その点や先の時代を見据えた内容をはじめに記載すると、メッセージが伝わり計画として読みやすくなるのでは。

(事務局)：個々の社会情勢は記載していないが、「1.はじめに」に多少記載している。

(加藤委員)：もう少し記載した方が読みやすい。

(加藤委員)：将来像計画は河川環境管理計画の内容を踏まえる必要があると思うが、河川環境管理計画と整合しているのか。

(事務局)：実情は、将来像計画と河川環境管理計画ではゾーニング計画が異なる。

(加藤委員)：河川環境管理計画は法定計画なのか、いつ策定されているのか。

(事務局)：昭和終わりに作られて、法定計画ではなく、任意計画である。

(加藤委員)：それでは、将来像計画は環境に関する最上位計画という認識でよいか。そうであるならば、これからの時代を反映するコンセプトが記載されているとよい。

(知花座長) : ご指摘の通り、全体構想書(改定原案)にコンセプトが記載されているとよい。  
全体構想書(改定原案)は全体構想書1996の微修正のため、古い印象になっている。

(知花座長) : 河川環境管理計画は全国で策定されている。多摩川のように計画を更新しているところもあるが、更新していない河川もある。将来像計画は事実上の河川環境管理計画と認識している。

多摩川では8つのゾーニングを設定しており、そのうち生態系保持空間(通称: ⑧(マルハチ)空間)では自然度が高いため、研究目的以外立ち入り禁止となっている。この空間を設定したことで、市民は自然地を守ったことを誇りに思っている。一方で、河道変化があり、以前は好ましい環境だった場所が現在では異なる場所もある。そこで多摩川はゾーニングの見直しを行っている。市民と河川の関わり方が変わっており、ミズベリングや流域治水等の社会情勢も変わっているため、将来像計画では最初に改定の想いを記載するのがよい。

(知花座長) : 将来像計画に“流域治水”の記載はないのか。

(事務局) : 全体構想書(改定原案)は「2.2.3 安全な川を創る」に記載しており、推進計画(改定原案)には「2.4.1 (1) 流域治水」の項目を設けての具体的な取り組みを記載している。

(知花座長) : 流域治水は、“治水だけでなく環境や利水を含めた水マネジメント”と共通認識ができつつある。将来像計画では流域治水が1つの柱となるように、流域治水に、治水対策だけではなく、人々が川に親しみ、川への理解を醸成するという意味を持たせて、流域治水の位置づけを「2. 荒川将来像計画の理念・方針」に記載してはどうか。

(事務局) : 検討する。

(知花座長) : 全体構想書(改定原案)には、自然環境の変化、その対応に関する記載がある。同様に、社会情勢による利用環境の変化、河川行政の変化も記載すべきではないか。ミズベリングや河川敷地占用許可準則の一部改正、高台まちづくりとの連携等をキーワードとして記載があるとよい。

(加藤委員) 「4.2.2 水面利用」に“船舶航行が盛ん”という記載があるが、この10年間で減少したのではないか。減少傾向であるならば、水面利用を促進してもよいのでは。

(事務局) : 近年は新型コロナの感染拡大もあり、船舶航行は減少しているが、レジャーボート等の利用はあるため、下方修正はしていない。今後、舟運を活性化したいと考え、検討を始めたところである。

(加藤委員) : 次の改定が十数年後とすると、今後の見通しを記載するとよいのでは。

(事務局) : 記載するよう検討する。

(鈴木委員) : 推進計画(改定原案)では歴史について具体的な記載があるが、全体構想書(改

定原案)ではほとんどない。景観に関する記載が多少ある程度である。

荒川の歴史自体に価値があるため、歴史についてもっと記載すべきはないか。

「4.4.3 良好な景観を保全するための基本的な考え方」に一言記載があるが、理念を記載している箇所に、「荒川の歴史を継承していく」という記載を追加してはどうか。

(事務局)：ご意見を踏まえて検討させていただく。

(知花座長)：追加するなら「4.4 快適に利用できる川づくり」がよいと思う。河川と地域の歴史を踏まえて記載いただきたい。

(加藤委員)：旧岩淵水門の歴史や通水 100 年の節目もあるため、歴史は非常に重要なキーワードと考える。

## 6. 推進計画（改定原案）について

事務局より資料 6 に基づき、推進計画（改定原案）を説明し、委員から意見をいただいた。主な意見は以下のとおり。

(知花座長)：新旧対照表を確認すると、推進計画（改定原案）は 2010 推進計画から大幅に変更した印象をうける。

(事務局)：構成を変更し、重複箇所や市民会議に関する記載は削除している。一方、流域治水等の新たな社会情勢に関する取り組みを追加している。

(知花座長)：将来像計画には治水・利水・環境に関する記載があり、整備計画に似ている。市民の関心は、高速走行する自転車の危険性やグラウンドの整備等だと思う。

(事務局)：現行の将来像計画には治水、利水、環境の記述があり、今回も現行を踏襲し、内容を更新した。

(宮本委員)：以前の“環境教育”は、現在では“自然体験活動”を示す。現在、文科省や環境省では“環境教育”とは“持続可能な社会における人材づくり”としている。現在の将来像計画は、従来の“環境教育”の意味になっているため、“自然体験や、生きる力をはぐくむ等将来の人間作りに役立つ”といった記載としてほしい。もしくは、“環境教育”の文言を“自然体験活動”と変更する案もある。

自然環境に加えて、治水やまちづくりも中学生・高校生・大学生の学びの題材になるため、“環境学習”という文言を残し、“荒川では、自然体験・防災の勉強・総合学習ができ、中学生・高校生・大学生の学びの題材にもなることで、持続可能な社会の人材づくりに荒川は資する”という記載をしてはどうか。

(事務局)：ご意見を踏まえ、“環境教育”の書き方や内容を検討させていただく。

## 7. 今後のスケジュールについて

事務局より資料 7 に基づき、今後のスケジュールを説明した。

(意見なし。)

以上